

# 公的年金に係る改正点のお知らせ

「社会保障・税の一体改革」の閣議決定に基づき、公的年金関係では、年金機能強化法をはじめとする4つの法律がこれまでに成立しています。

広く有識者や関係者及び国民の皆様から寄せられたご意見等を踏まえ、より充実・安定した制度設計が図られました。その中から、平成26年4月に施行される項目について、その概要をお知らせします。

なお、各項目について、詳しくは年金事務所までお問い合わせ願います。

## 〔国民年金保険料関係〕

### 申請免除等に係る遡及期間の見直し

現行では申請前直近の7月（学生納付督促の場合は4月）以降の月が免除等の対象でしたが、改正後は過去2年分まで遡って免除等を申請することができます。

### 法定免除期間に係る保険料納付の取扱いの改善

障害基礎年金等の受給権者に係る法定免除期間について、現行では過去10年以内の免除期間を追納する方法しかありませんが、改正後は本人が申出した期間は、通常の納付方法（現金納付、口座振替、前納など）が可能となるほか、付加保険料の納付や国民年金基金への加入ができるようになります。

### 付加保険料の納付期間の延長

現行では納期限（納付対象月の翌月末日）までに納付しなければ納付を辞退したものとみなされ、それ以後の納付は無効とされていましたが、改正後は国民年金保険料と同様に過去2年分まで納付することができます。

### 2年前納制度の創設

国民年金保険料の前納について、現在の1カ月前納、6カ月前納、1年前納に加え、割引額がより大きくなる2年前納を設けます。

納付方法は口座振替に限定されており、平成26年度分の受付け期間はすでに終了しています。来年度分の2年前納をご希望の場合には、遅くとも平成27年2月末までに年金事務所へお申出くださるようお願いいたします。

## 〔厚生年金保険料関係〕

### 産休期間中の保険料免除

現行の育児休業中の保険料免除と同様に、改正後は事業主からの申出に基づき、産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間の厚生年金保険料が免除されます。

## 〔年金給付関係〕

### 遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消

現行では「子のある妻」又は「子」に遺族基礎年金が支給されますが、改正後は国民年金に加入していた配偶者（妻）が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。

### 未支給年金の請求権者の範囲拡大

現行の範囲（死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）に、改正後は、これらの方以外の3親等内の親族であって、死亡の当時生計を同じくしていた方が追加されます。

### 老齢年金の支給繰下げに係る支給開始時期の改善

たとえば、65歳到達時に老齢基礎年金の受給権を有していた方から、71歳の誕生日に繰下げ支給の申出があったときは、現行では、繰り下げ申出した日の翌月分（この場合は71歳1ヵ月分）から増額した年金が支払われますが、改正後は70歳に達した日の翌月分から増額された年金が支給されます。

### 国民年金に任意加入中の保険料未納期間を合算対象期間に算入

国民年金に任意加入中の保険料未納期間のうち、60歳未満の期間を合算対象期間に算入します。

### 障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

障害基礎年金及び障害厚生年金の受給者の障害の程度が増進した場合は、現行では前回の審査から1年の待機期間を設けていますが、改正後は明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、1年を待たずに請求を行うことができます。

### 特別支給の老齢厚生年金に係る障害者特例の支給開始時期の改善

障害等級の1級～3級に該当している方については、現行では本人からの請求があれば、請求の翌月分から特別支給の老齢厚生年金（特老厚）の定額部分を支給（障害者特例）していますが、改正後は、障害年金を受給できる方であるときは、特老厚の受給権を取得したときに遡って定額部分が支給（障害者特例）されます。

### 所在不明の年金受給者に係る届出制度の創設

年金受給権者が所在不明となった場合は、現行は親族等にその旨の届出を行う規定はありませんが、改正後はその受給権者の属する世帯の世帯員に対して、受給権者の所在が1月以上確認できないときは、所在不明である旨の届出が義務化されます。

日本年金機構 大河原年金事務所

〒989-1245 柴田郡大河原町字新南 18-3

電話 0224-51-3111（代表）

